（準用）

第八条の十三の六　第八条の二の五の規定は法第十二条の二第三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二第三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又はロ」とあるのは「第八条の十三の五第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号ニ中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。

第八条の十四及び第八条の十五中「第十二条の二第三項の規定による」を「第十二条の二第五項の」に改める。

第八条の十六の二中「第六条の二第三号」を「第六条の二第四号」に改める。

第八条の十六の三中「第六条の二第三号ホ」を「第六条の二第四号ヘ」に改める。

第八条の十六の四中「第六条の二第四号」を「第六条の二第五号」に改める。

第八条の十七中「第十二条の二第七項の規定による」を「第十二条の二第九項の」に改める。

第八条の十七の二中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　計画期間

三　当該事業場において現に行つている事業に関する事項

四　特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五　特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六　特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七　自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八　自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九　自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十　特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第八条の十七の三中「第十二条の二第九項」を「第十二条の二第十一項」に、「様式第二号の五」を「様式第二号の十四」に改める。

第八条の十七の四中「第十二条の二第十項」を「第十二条の二第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に、「及び同条第九項」を「の提出又は同条第十一項」に、「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

第八条の十八第一項中「第十二条の二第十二項」を「第十二条の二第十四項」に改める。

第八条の十九中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改め、同条第二号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第八条の二十第六号を削る。

第八条の二十一第二項中「様式第二号の六」を「様式第二号の十五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間）

第八条の二十一の二　法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第八条の二十二及び第八条の二十三中「第十二条の三第二項」を「第十二条の三第三項」に改める。

第八条の二十四及び第八条の二十五中「第十二条の三第三項」を「第十二条の三第四項」に改める。

第八条の二十五の二中「第十二条の三第三項前段若しくは第四項」を「第十二条の三第四項前段若しくは第五項」に、「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の二十五の三中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改める。

第八条の二十六の見出し中「の管理票」を「が送付を受けた管理票」に改め、同条中「第十二条の三第五項」を「第十二条の三第六項」に改める。

第八条の二十七中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に、「令第二十七条に規定する市」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市」に改める。

第八条の二十八中「第十二条の三第七項」を「第十二条の三第八項」に改め、同条第一号中「第十二条の三第二項前段又は第三項前段」を「第十二条の三第三項前段又は第四項前段」に改め、同条第二号中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改める。

第八条の二十九中「第十二条の三第七項」を「第十二条の三第八項」に、「前条に規定する期間が経過した日から三十日以内」を「次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限まで」に改め、同条に次の表を加える。

区分	報告期限
前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内
法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	当該管理票の写しの送付を受けた日から三十日以内
虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知つた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者又は引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた日から三十日以内

運搬

1　当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
2　運搬年月日
3　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
4　積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

処分

1　当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地
2　処分年月日
3　処分方法ごとの処分量
4　処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量